2　基本的施策

(一)　子どもの貧困対策に関する大綱（第八条関係）

(1)　政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならないこととした。

(2)　大綱は、次に掲げる事項について定めることとした。

イ　子どもの貧困対策に関する基本的な方針

ロ　子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

ハ　教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

ニ　子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

(3)　内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならないこととした。

(4)　内閣総理大臣は、(3)の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならないこととした。

(5)　(3)及び(4)は、大綱の変更について準用することとした。

(6)　(2)ロの「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定めることとした。

(二)　都道府県子どもの貧困対策計画（第九条関係）

(1)　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（(2)において「計画」という。）を定めるよう努めることとした。

(2)　都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。

(三)　教育の支援

国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずることとした。（第一〇条関係）

(四)　生活の支援

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずることとした。（第一一条関係）

(五)　保護者に対する就労の支援

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずることとした。（第一二条関係）

(六)　経済的支援

国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずることとした。（第一三条関係）

(七)　調査研究

国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずることとした。（第一四条関係）

3　子どもの貧困対策会議

(一)　設置及び所掌事務等（第一五条関係）

(1)　内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置くこととした。

(2)　会議は、次に掲げる事務をつかさどることとした。

イ　大綱の案を作成すること。

ロ　イに掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

(3)　文部科学大臣は、会議が(2)の規定により大綱の案を作成するに当たり、2の(一)(2)イからニまでに掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこととした。

(4)　厚生労働大臣は、会議が(2)の規定により大綱の案を作成するに当たり、2の(一)(2)イからニまでに掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこととした。

(5)　内閣総理大臣は、会議が(2)の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、2の(一)(2)イからニまでに掲げる事項のうち(3)及び(4)のもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこととした。

(二)　組織等（第一六条関係）

(1)　会議は、会長及び委員をもって組織することとした。

(2)　会長は、内閣総理大臣をもって充てることとした。

(3)　委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てることとした。

(4)　会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理することとした。

4　附則

(一)　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（法律第六五号）（内閣府本府）

1　総則

(一)　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならないこととした。（第三条関係）

(三)　行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないこととした。（第五条関係）

2　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向、行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項、事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めることとした。（第六条第一項及び第二項関係）

3　行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(一)　行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

(1)　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととした。（第七条第一項関係）

(2)　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととした。（第七条第二項関係）

(二)　事業者における障害を理由とする差別の禁止

(1)　事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととした。（第八条第一項関係）